

中山間地域における介護サービスの確保

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

高齢者の方々が、たとえ介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護サービス事業の効率的な運営が困難な中山間地域においても、必要なサービスが提供されるための助成制度の創設を提言します

【政策提言の具体的内容】

中山間地域に居住する要介護者に対し、訪問介護や通所介護などの居宅サービスが十分に提供されるためには、現行の介護報酬における特別地域加算に加え、事業所から遠隔地へのサービス提供や利用者が特に少ない地域でも赤字とならないよう、訪問・送迎に要する時間や地域の利用者数に応じたきめの細やかな介護サービス事業者への助成制度を創設する必要があります。

また、この際、利用者の自己負担や介護保険料のアップにつながらないような仕組みとすることが必要です。

【政策提言の理由】

中山間地域における介護サービスの提供は、介護報酬に特別地域加算が設けられているものの、事業所から遠隔地へのサービス提供や利用者が特に少ない地域では、効率性や採算面で課題があることから、必要なサービスが十分行き届いておらず、介護を必要とする高齢者は厳しい状況におかれています。

このため、全国より10年高齢化が先行している当県では、必要なサービスが中山間地域等でも行き届くよう、訪問・送迎に要する時間や地域の利用者数に応じた独自の助成制度を、本年度創設したところです。

今後、高齢化が急速に進む我が国において、高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、どのような地域でも介護サービス事業の採算性が確保され、都市部と同じようにサービスを受けられる仕組みの構築が必要です。

また、現行の特別地域加算は、介護報酬に加算する仕組みとなっていることから、利用者の自己負担や保険料の増加を招いており、同じサービスを受けているにもかかわらず、地域によって負担に格差が生じるといった課題があるため、新たな助成制度の構築に際しては、このことについての配慮も必要となります。